

## 行政学

### ★出題される公務員試験

試験名	出題数	難易度
国家総合職大卒（政治・国際）	5問	★★★
国家一般職大卒	5問	★★
特別区I類	5問	★
東京都I類B	記述式	
地方上級	2問	★

### ★勉強のコツ

- ① 人物&キーワードをおさえる
- ② ○×問題を解く
- ③ キーワードの説明をおさえる
- ④ 過去問を解く

### ①行政学の歴史

行政学とは・・・

⇒ドイツでスタートした学問で行政の態様を分析する学問

官房学→シュタイン行政学→ドイツ公法学・・・の流れ

#### (1) 官房学（カ梅ラリズム）

⇒国王の財産を増やすための学問

当時は絶対王政を根拠に発展した

#### ★ユスティ

⇒行政学の父

官房学を体系化し、警察学を財政学や経済学から分離

#### (2) シュタイン行政学

⇒政策の決定と執行を行う者を分けることで市民社会に適応した行政活動を行う

総論（行政組織、行政命令、行政法）と各論（外務、軍務、財務、法務、内務）で構成されている

### ★国家は憲政と行政の2つの原理から成り立つ

憲政	行政
国民の参加による国家の <u>意思を形成</u> する過程	国家 <u>意思を実現</u> する過程

\*二重の相互関係

⇒憲政も行政もお互いに優位性をもつ（2つ揃わないとダメ）

・行政なき憲政は実行力に欠けるので無内容

・憲政なき行政は正当性に欠けるので無力

### ★シュタイン



⇒伊藤博文に憲法を教えた

「国家」とは「それ自身が意思と自我を持つ人格にまで高められた共同体」

「国家」と「社会」は対立しうる関係

○×問題

1. シュタインは、国家生活の領域に基づく外務、軍務および内務の行政を体系として、行政組織論、行政命令論および行政法の各論を展開した。

2. シュタインは、行政とは、国家という有機体を構成する個人が国家意思の決定に参与する国家的権利であるとした。

3. シュタインは、社会とは、それ自身が自我と意思と行為とをもつ人格にまで高められた共同体であるとした。

4. シュタインは、憲政とは、行政によって限度と秩序とを与えられた国家の労働であるとした。

5. シュタインは、国家原理の内容である憲政と行政とは、憲政に対する行政と同時に行政に対する憲政という二重の関係にあるとした。

6. シュタインは、カ梅ラリズム（官房学）の立場から、国家とは、人格的な統一にまで高められた共同体であるとし、社会とは対立することがないとした。

7. 彼は、憲政とは、国民の多様な意思の中から統一的な国家意思を形成する形式であり、個々の国民は国家意思を形成する過程には参加しないとした。

8. 彼は、行政とは活動する憲政であり、行政なき憲政は無内容であり、憲政なき行政は無力であるとした。

9. シュタインは、社会とはあらゆる個人の意思と行為が人格的統一にまで高められた共同体であるとした。

10. シュタインは、国家とは意思と行為として、その人格の面において登場する人間の共同体であるので、国家と社会は原理的に対立するものではないとした。

11. シュタインは、憲政と行政は行政に対する憲政の絶対的優越性を説く法治行政原理の関係にあるとした。

12. シュタインは、憲政とは人格的な国家共同体を構成する個人の国家意思決定への参与であり、行政とは国家意思とその客体である社会との関係における国家の活動であるとした。

13. シュタインは、官房学において警察学という学問を確立するとともに、警察学を財政学から分化させる必要を強調して財政学を警察学の手段として位置づけた。

○×問題解答

1. ×  
行政組織論、行政命令論および行政法は総論に該当する

2. ×  
この記述は、憲政に関する記述である

3. ×  
この記述は、国家に関する記述である

4. ×  
この記述は、行政に関する記述である

5. ○

6. ×  
シュタインは、社会と国家は対立すると述べている

7. ×  
シュタインは、憲政では国家意思を形成する過程への個々の国民の参加は認められるとした

8. ○

9. ×  
この記述は、シュタインが定義した国家の説明である

10. ×  
シュタインは、国家と社会は対立する関係にあるとした

11. ×  
シュタインは、憲政と行政の関係を、それぞれが優位を占めるという二重の関係であるとした

12. ○

13. ×  
この記述は、ユスティに関する記述である

## 過去問演習①

シュタインの行政学に関する記述として、妥当なものはどれか。(2022-特別区Ⅰ類)

1. シュタインは、物質的資財とともに、国民の労働力、才能も含んだ国家資財を維持、増殖することを目的とした警察学を、財政学から分化させた。
2. シュタインの行政学は、官房学的行政学の集大成と位置付けられ、アメリカ行政学の形成に、直接的に強い影響を及ぼした。
3. シュタインは、国家をあらゆる個人の意思と行為が1つの人格にまで高められた共同体であるとし、階級による不平等を抱えた社会に国家が対立することはないとした。
4. シュタインは、国家は憲政と行政の2つの原理から成り立ち、憲政は国民の参加により国家意思を形成する過程であり、行政は国家意思を実現する過程であるとした。
5. シュタインは、憲政なき行政は無力であるとし、憲政と行政の関係は一方的であり、行政に対する憲政の絶対的な優越を説いた。

正解 4

1. 警察学を財政学から分化させたのは、ユスティである
2. アメリカ行政学は、シュタイン行政学の影響を受けずに発達した
3. シュタインは、国家と社会は対立しうる関係にあるとしている
4. 妥当
5. シュタインは、憲政も行政もお互いに優位の関係にあるとし、絶対的な優位を説いていない

過去問演習②

シュタインの行政学に関するA～Dの記述のうち、妥当なものを選んだ組み合わせはどれか。(2014-特別区I類)

A：シュタインは、行政に関する学を総論と各論の2部構成とし、総論は、外務、軍務、財務、法務、内務の5部門からなり、各論は、行政組織、行政命令、行政法の3部門からなるとした。

B：シュタインは、国家とはそれ自身が自我、意思および行為とをもって人格にまで高められた共同体であるとした。

C：シュタインは、行政とは国民の参加による国家の意思の形成であり、憲政とは国家の意思の反復的実施であるとした。

D：シュタインは、憲政と行政の双方が優位を占める二重の関係を設定し、「行政なき憲政は無内容であり、憲政なき行政は無力である」とした。

1. A B
2. A C
3. A D
4. B C
5. B D

正解 5

A：総論と各論の説明が逆になっている

B：妥当

C：憲政とは国民の参加による国家の意思の形成である

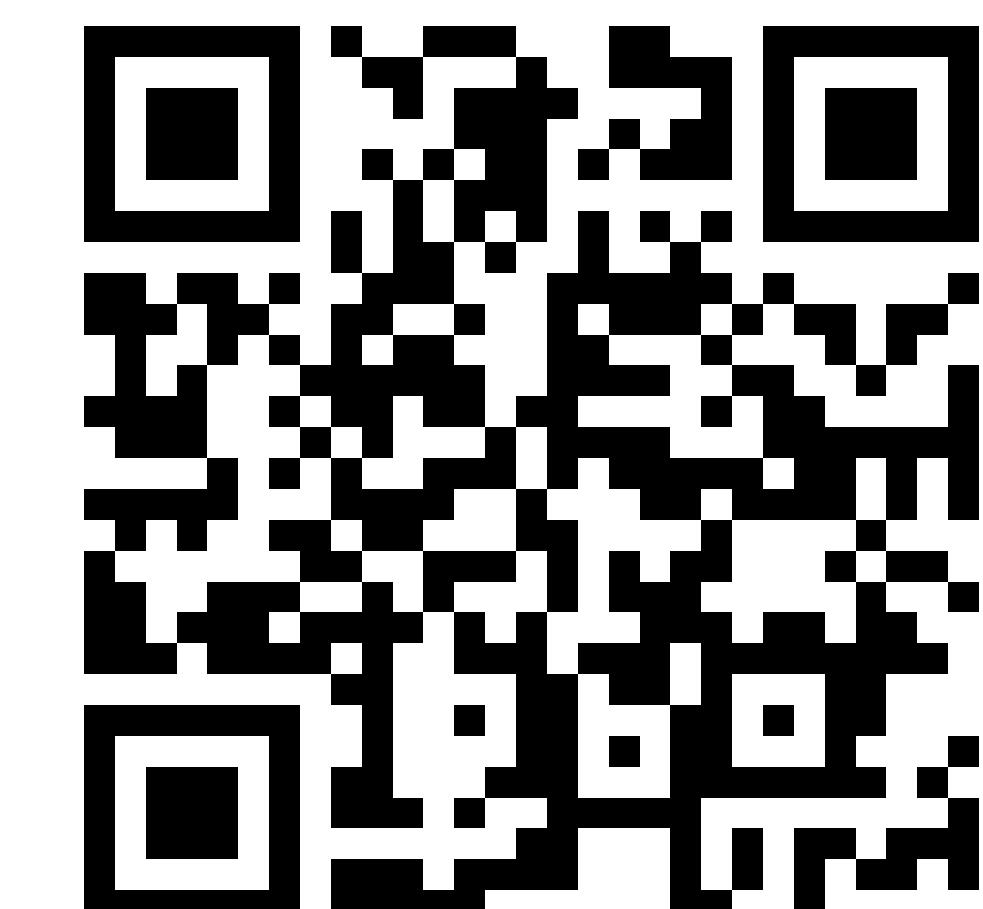
D：妥当

したがって、正解は5である。

# 公務員のライトの「行政学」講座



講座の詳細はこちら



まずは「無料」の  
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- ・オススメの講座
- ・講座の内容
- ・決済方法
- ・スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。